

(公印省略)

30財第786号
平成30年10月22日

各部(局)長
教 育 長
警 察 本 部 長
企 業 局 長

} 殿

総 務 部 長

平成31年度暫定予算見積書の提出について

平成31年度当初予算については、当面暫定予算として編成することとしたので、下記要領により予算見積書を作成の上、所定の期日までに提出されるよう命により通知する。

本県の財政状況は、社会保障費、公債費など義務的経費の増大が続き、今後も厳しい財政運営を強いられるものと見込まれる。このため、持続可能で安定した財政運営の実現を目指し、平成29年2月に「福岡県財政改革プラン2017」を策定し、行政改革と一体となって、財政の健全化に取り組んでいる。

各部においては、このような諸状況を十分認識し、暫定予算の見積もりに際しても、事務事業見直しの結果はもとより、自主的な事業の見直しによる、さらなる事業の厳選、再構築等に努められたい。

記

第1 基本方針

平成31年4月から7月までの4か月間に措置する必要がある経費について暫定予算を編成する。

第2 一般会計に関する事項

I 歳入歳出予算に関する事項

1 歳出に関する事項

(1) 人件費

別途指示する方法により見積もること。

(2) 義務費

社会保障関係費その他の義務費については、年間所要見込額を基準として見積もること。

(3) 建設事業費

ア 補助公共事業費

平成 30 年度当初予算額を基準として見積もること。

ただし、平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害及び平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧・復興対策関連事業費については、所要額を見込むこと。

イ 単独公共事業費

平成 30 年度当初予算額を基準として見積もること。

ウ その他

年間所要見込額を基準として見積もること。

ただし、早期着工の必要がある事業及び前年度債務負担行為をした事業については、その必要額を見積もるよう留意すること。

(4) 維持補修費

土木施設等維持補修費については、平成 30 年度当初予算額を基準として見積もること。

(5) 一般行政費

事務事業の見直し結果を踏まえ、その必要性について十分検討し、年間所要額を基準として見積もること。

ただし、年間契約が必要な経費等暫定期間中に執行する必要があるものについては、年間所要見込額を見積もるよう留意すること。

(6) その他

予備費、他会計繰出金については、会計の状況を考慮して見積もること。

2 歳入に関する事項

現行法令等の定めるところにより、国庫支出金、分担金及び負担金、県債等の特定財源については歳出に対応する額を、一般財源については収入時期等を勘案して見積もること。

II その他の予算事項

継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金等については、必要額を見積もること。

第 3 特別会計及び公営企業会計に関する事項

一般会計の例により要求すること。

第 4 その他の事項

I 予算単価

予算の積算に用いる単価は、「平成31年度予算単価表」によることとするが、単価表に定めのないものについては、実績等に基づき適正な額で積算すること。

II 消費税率及び地方消費税率引上げの取扱いについて

平成31年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率改定の影響額については、歳入及び歳出経費の積算に見込んで要求すること。

III 見積書の様式その他

福岡県財務規則の定める様式のほか、別途指示する様式によること。

IV 提出期限

政策的経費 (A経費)	}	11月16日(金)
行政的経費 (B経費)		
経常的管理経費 (C経費)		12月 3日(月)

V 提出部数

予算見積書	1部
附属資料	1部

VI 予算編成作業日程(予定)

財政課班長・担当査定	11月中旬
財政課長査定	12月中旬～1月上旬
総務部長査定	1月上旬～1月中旬
知事査定	1月中旬～1月下旬